

第六十四回帝國議會

地租法中改正法律案外四件委員會會議錄(速)第七回

衆議院

付託議案
大正七年法律第四十三號中改正法律案(地種變更免租年期ニ關スル件)(木下成太郎君外十七名提出)

會議

昭和八年二月二十七日(月曜日)午後一時三十八分開議

出席委員左ノ次シ

委員長 菅原 傳君

理事高橋金治郎君

川口 義久君

林 路一君

世耕 弘一君

勝又 春一君

竹下 文隆君

本多貞次郎君

田村 實君

沖島 鎌三君

金城 紀光君

手代木隆吉君

同月二十五日委員佐藤啓君辭任ニ付其ノ補

闕トシテ小池仁郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月二十七日委員西方利馬君、山口忠五郎

君、三尾邦三君、金井正夫君及高橋熊次郎

君辭任ニ付其ノ補闕トシテ田村實君、世耕

弘一君、沖島鎌三君、勝又春一君及竹下文

隆君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

大藏參與官 上塚 司君

大藏書記官 石渡莊太郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

大正七年法律第四十三號中改正法律案

(地種變更免租年期ニ關スル件)(木下成太郎君外十七名提出)

菅原委員長 是ヨリ開會致シマス、先日

林君カラ提案者トシテノ御説明モアリ、又

政府ニ對スル質問モアツタノデアリマスガ、

其質問ノ一部ハ石渡政府委員カラ御答ニナ

ルサウデアリマス、サウシテ最後ノ意見ハ

上塚政府委員ガ來テ御答スルサウデアリマ

ス、其邊ヲ御合ミ願ッテ置キマス

石渡政府委員 先達テ林サンカラ地種變

更免租年期ヲ與ヘルニ當リマシテ、元ノ地目

ガ臺帳面ニ田畑デアリマスルガ、拂下當時

ニ其他ノ帳簿ニ依リマシテ、事實山林原野

デアツタ場合ニ於キマシテハ、免租年期ヲ與

ヘルカドウカト云フ御尋ガ第一點ダト思ッ

テ居リマス、第二點ト致シマシテハ臺帳面

ニハ田畑デ一筆中ニ、拂下當時事實山林等

ガ幾分アツタ場合ニ、其部分ニ對シテモ免租

年期ヲ與ヘラレルカドウカト云フ御質問デ

アツタト思ヒマス、是等ハ現在ニ於キマシテ

何レモ其免租年期ヲ與ヘテ居ル模様デアリ

マスカラ、左様御承知ヲ願ッテ置ク次第デ

アリマス

林委員 只今ノ御答辯ニ關聯シテ、要ス

ルニ御料地拂下當時ノ原地目ガ、土地臺帳

地目ト相違シテ居ルモノデアッテモ、實際地

目ヲ基本トシテ、此法律ノ適用ハ出來ナイ、

矢張土地臺帳ニ現レテ居ル地目ヲ基本トシ

テ此法律ヲ適用スルノデアアル、隨テ如何ナ

ル立證ガ付イテモ、實際地目ト云フモノハ

土地臺帳地目以外ニハ認メラレナイ、斯ウ

云フ趣旨ナノデスカ

石渡政府委員 申上ゲヤウガ惡ウゴサイ

マシテ誤解ヲ招キマシタガ、御料地ノ問題

ハ御承知ノ通り今回始メル問題デアリマス

ルガ、從來ノ地種變更免租地ノ取扱ト致シ

マシテハ、臺帳面ガ田畑デアリマシテモ、

拂下當時事實外ノモノデアツタ場合ニ於キ

マシテハ、臺帳面ニ依ラズニ事實此免租年

期ヲ與ヘルコトニナッテ居ル、斯ウ云フ譯デ

ゴザイマスカラ、今御述べベナリマシタノ

ト反對ダト思ッテ居リマス、隨テ御料地モノ

レト同様ニ扱ハレルト存ジテ居リマス

林委員 私ノ聽違ヒカラ當局ノ答辯ヲ煩

ハシマシタコトハ恐縮デアリマス、只今ノ

御答辯デ私ノ質問致シマシタ事項ニ付テハ

全ク諒解致シマシタ、満足デアリマス、ソ

コデ此場合更ニ政府委員ニ御伺シタイコト

ハ、先般御願致シテ置キマシタ、本法案ニ

對シテ政府ハ御同意下サルカドウカ、此點

ヲ一ツ承リタイノデアリマス

上塚政府委員 本法案ニ對スル政府ノ意

見ヲ申上ゲマス、北海道ニ於ケル御料地拂

下地ニ對シテ地種變更免租年期ヲ與ヘマス

ルコトハ、同地方ニ於ケル國有未開地處分

法等ニ依リマシテ、拂下ゲマシタ土地トノ

權衡上尤ノコトダト考ヘマシテ、政府ニ於

キマシテモ是ガ改正法律案ヲ考究中デアリ

マシタ、然ルニ今回議員提出法律案トシテ

同ジ趣旨ノ本法案ガ提出セラレマシテ、其

法律案ノ規定ニモ實施上ニモ何等ノ異議ア

リマセヌカラシテ、政府ハ本法案ニ同意

ヲ致シマス

〔御決定願ヒマス〕ト呼フ者アリ

菅原委員長 モウ質問其他何モナイヤウ

デゴザイマスカラ採決致シマス、此林君ノ

案ニ御同意ノ方ノ舉手ヲ願ヒマス

〔贊成者舉手〕

菅原委員長 全員一致可決セラレマシタ

(拍手)今日ハ是デ散會致シマス
午後一時四十五分散會

昭和八年二月二十七日印刷

昭和八年二月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所